

消 防 特 第 242 号
令和 6 年 12 月 6 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る
防災体制について（通知）

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 359 号）が本日公布され、令和 6 年 12 月 7 日に広域共同防災組織を設置することができる区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百五十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和五年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

別表中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の三を第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「別表第四号の三及び第九号から第十一号まで」を「別表第五号及び第十号から第十二号まで」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	新旧対照条文	目次
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）		1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）		2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1・2 （略） 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和六年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一 四の二 （略） 五 （略） 六 十二 （略） （削る） 十三 七十四 （略）	1・2 （略） 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和五年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一 四の二 （略） 四の三 （略） 五 十一 （略） 十二 酒田地区 十三 七十四 （略）

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第三（第二十二条関係）								改 正 案	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	区 域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域令別表第五号及び第十号から第十二号までに掲げる地区の区域	(略)			
別表第三（第二十二条関係）								現 行	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	区 域	
区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第九号から第十一号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域			

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域	区の区域